



会社は社員一人ひとりの事情に寄り添わず！

申第20号「『譲渡制限付自社株式給付制度』に関する申し入れ」の団体交渉

経営側が福利厚生の一環として導入する「譲渡制限付自社株式給付制度」については、JR東日本グループ社員持株会に加入する社員を対象としています。制度導入の目的や意義などを踏まえ、東日本ユニオンは入会後の「毎月1口1,000円以上の抛出を求めないこと」を要求し、12月19日に団体交渉を行いました。

組合側は、全社員が無条件で自社株給付を受けられる制度設計を求めましたが、経営側は各種法令や手続きの視点から「現行の制度で妥当であると考えており変更する考えはない」と、既存の枠組みの範囲で制度を導入するとした姿勢を崩さず、要求を実現することはできませんでした。

【東日本ユニオンの主張】

- ・全社員を対象に経営の参画意識を持たせることが目的であるのであれば、自社株の給付をJR東日本グループ社員持株会に限定せず、社員が保有する証券口座等を利用しても良いのではないか。
- ・家計の事情や投資方針など、社員個々に様々な考え方や理由があってJR東日本グループ社員持株会に入会しないことや退会をしている。抛出のしづらさを設けるべきではない。会社として社員一人ひとりの事情に寄り添うべきである。

【経営側の主な回答】

- ・社員が資産形成を行うとともに、経営への参画意識を高め、エンゲージメントを向上させることを目的に「譲渡制限付自社株式給付制度」を導入し、社員に自社株式を給付する。
- ・JR東日本グループ社員持株会の規約で「毎月1口1,000円以上の抛出」が必要であることを定めており「抛出なし」で会員になることを認めていない。定額を抛出し続ける仕組みとなっている。
- ・JR東日本グループ社員持株会の規約は、インサイダー取引規制に抵触しないよう法令やガイドラインに基づいてつくられている。現行の制度で妥当であると考えており変更する考えはない。
- ・一度退会した社員についても2026年1月及び7月に限って再入会の受付を実施する。
- ・JR東日本グループ社員持株会以外の証券口座を利用するなど、別のツールは会社として考えていない。
- ・「譲渡制限付自社株式給付制度」は業績に応じて割り当てるものであり、必ずしも毎年給付するものではない。